

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の適正な管理のあり方を検討するとともに、世界自然遺産保全・管理のための関係行政機関間の連絡・調整を図るため、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 遺産地域の管理計画に関する事項
- (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる行政機関をもって構成する。

(運営)

第4条 地域連絡会議は、事務局長が招集し、会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、地域連絡会議に構成行政機関以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 地域連絡会議は、各地域の特性に応じた管理について検討を深めるため、地域連絡会議の下に地域毎（奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島）に部会を設置することとする。
- 4 地域連絡会議は、その他の重要な事項について検討を深めるために必要に応じて地域連絡会議の下に部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 地域連絡会議の事務局は、環境省沖縄奄美自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県及び沖縄県によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省沖縄奄美自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省沖縄奄美自然環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域科学委員会並びに同奄美ワーキンググループ及び沖縄ワーキンググループと連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関する必要な事項は別に定める。

(附則) この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

(別紙) 構成行政機関一覧

(別紙)

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産 地域連絡会議
構成行政機関一覧

環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁九州森林管理局
鹿児島県
沖縄県

奄美大島地域
奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町
徳之島地域
徳之島町、天城町、伊仙町
沖縄島北部地域
国頭村、大宜味村、東村
西表島地域
竹富町